

県民の皆様へ

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
給付金等	休業による収入減で住居を失うおそれがある方への支援	住居確保給付金 (生活困窮者自立支援制度)	国	①離職・廃業後2年以内の方 ②休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方	原則3か月（最長9か月※）家賃相当額を支給（上限あり） （注）再支給の申請期間は令和4年12月末日まで延長	・お住まいの各市町 自立相談支援機関
	子どもの世話をを行うための有給休暇を労働者に取得させた事業主への支援	小学校休業等対応助成金	国	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額*×10/10 *上限額あり	・雇用調整助成金、 産業雇用安定助成金、 小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンターフリーダイヤル ☎0120-60-3999
		小学校休業等対応支援金		子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者	令和4年1月1日から同年9月30日までの間において、仕事ができなかった日について、支援金を支給（4,500円～7,500円）	
	休業手当の支払いを受けることができない方への支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	国	①令和3年10月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 ②令和3年10月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等	コロナ感染症及びそのまん延防止の措置により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、概ね休業前賃金の8割を給付（休業期間、勤務状況により支援額は変動します）	・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方への支援	高等職業訓練促進給付金	国	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方 ①児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること ②養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③仕事又は育児と修業の両立が困難であること	●支給額 ・月額10万円（市町村民税非課税世帯） ・月額7万500円（市町村民税課税世帯） ●支給期間 ・修業期間の全期間（上限4年）	・お住まいの各市町 福祉担当部署	

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
給付金等	雇用保険を受給できない求職者の方への支援	職業訓練受講給付金(求職者支援訓練)	国	特定求職者がハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす者等	<ul style="list-style-type: none"> ●職業訓練受講手当 ・月10万円 (その他、通所手当、寄宿手当等の制度あり。個別要件があります)	・住所地为管轄するハローワーク
	収入減で生活が苦しく、特例貸付を利用できない世帯の方への支援(特例貸付を上限額まで借りた世帯等)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	国	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ●収入要件 ・収入が「①市町村民税均等割非課税額の1/12」、「②生活保護住宅扶助基準額」の合計以下 ●資産要件 ・世帯の預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下) ●求職等要件(以下のいずれかを満たすこと) ・ハローワークに求職の申込をし、求職活動を行うこと ・本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合は、生活保護の申請を行うこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ●支給額(月額) ・単身世帯:6万円 ・2人世帯:8万円 ・3人以上世帯:10万円 ●支給期間 ・R3年7月以降の申請月から3か月 ●申請期限 ・R4年12月31日まで 	・厚生労働省コールセンター ☎0120-46-8030
奨学金	新型コロナウイルスの影響により学びの継続が困難な方への支援	高等教育就学支援新制度	日本学生支援機構	失職等により生計維持者(父母等)の収入が急変し、急変後の所得の見込みが要件(住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯)を満たす学生	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の減免 ・給付型奨学金の支給 	・日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301 ・各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
猶予	税金の納付が困難な方への支援	納税の猶予	国 県 市町	新型コロナウイルスの影響により、一時に納税を行うことが困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ・納税(徴収)の猶予 ・申請による換価の猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・各税務署 ・各県税事務所 ・各市町税務担当課
	国民年金保険料の納付が困難な方への支援	国民年金保険料の免除	国 (日本年金機構)	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が国民年金保険料の免除等に該当する水準になると見込まれる方	国民年金保険料の免除	・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
	国民健康保険料等の納付が困難な方への支援	国民健康保険料(税)等の減免、徴収猶予	市町	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料の減免・徴収猶予	・各市町保険年金担当

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
PCR検査・抗原定性検査	感染の不安への対応	感染拡大抑制のための集中PCR検査	県	県内に住所を有し、県外行動歴があるなど、感染に関して不安を覚える無症状の方	検査キットによるPCR検査（無料） ●実施期間 当分の間 ※各市町の「受診相談窓口」又は「県受付窓口」への申込みが必要	・巻末の「集中PCR検査に係る受付窓口」参照
	社会全体の感染リスクの引き下げによる日常生活や社会経済活動の継続	薬局等での無料のPCR検査等		感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の方（県民）	薬局等での無料検査の実施 ●実施期間 ・令和4年4月1日～ ※知事が県民に検査受検を要請している間 ●実施検査 ・PCR検査又は抗原定性検査	・各検査所 ・（一社）山口県薬剤師会 ☎083-902-5881 ・防災危機管理課 ☎083-933-2492
	安心した出産に向けた検査体制の充実	新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業	県	分娩前検査希望者	出産を控える妊婦が安心して出産ができるよう、分娩前におけるウイルス検査体制の充実	・山口県こども政策課 ☎083-933-2947
キャンペーン	大幅に落ち込んだ観光需要の喚起	旅々(たびたび)やまぐち割プラス	県	<ul style="list-style-type: none"> 国内居住者による山口県を目的とする旅行 登録旅行会社・登録宿泊施設・登録オンライン旅行予約サイトから予約を行う。 ワクチン・検査パッケージの適用が条件 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊代金・旅行代金の40%を割引 【上限】 交通付旅行商品 8,000円 交通付旅行商品以外 5,000円 ●クーポン券 ・登録店で使用できるクーポンを発行(平日：3,000円、休日：1,000円) ●実施期間 ・令和4年10月11日～12月20日(宿泊分まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅々やまぐち割プラス事務局 ☎0120-125-231
	失われた観光需要の回復と地域の観光関連消費の喚起	Go To トラベル ※現在、停止中	国	宿泊を伴う、又は日帰りの国内旅行を行う方	<ul style="list-style-type: none"> ●国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の30%を割引 ●平日3,000円/休日1,000円分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与 ・1人1泊当たり1万円が上限（日帰りは3,000円が上限） 	<ul style="list-style-type: none"> ・Go To トラベル事務局 ☎0570-002-442

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
キャンペーン	新型コロナウイルスの影響を受けている山口県の飲食店や食材を供給する農林漁業者等の支援	やまぐち食べて応援推進事業	県	やまぐち安心飲食店等で利用できる、プレミアム率25%の「やまぐちプレミアム食事券」を発行 1 食事券の販売内容 ・ 販売価格：1セット8,000円（10,000円分の食事券） ※ 25%のプレミアム付 ・ 発行総数：50万セット 2 食事券の利用・販売期間 ・ 利用期間：令和4年7月1日（金）～令和4年12月31日（土） ・ 販売期間：令和4年7月1日（金）～令和4年12月28日（水） 3 販売方法 ・ 紙クーポン券：コンビニエンスストア（ローソン）での購入 ・ 電子クーポン券：専用アプリをダウンロードして購入		やまぐちプレミアム食事券事務局 ☎083-902-1711
	新型コロナウイルスの影響を受けている県内中小企業者の支援	新型コロナ対策EC送料支援事業	県	対象ECサイトにおいて送料負担なしで買い物ができるキャンペーンの実施。 ●第1回キャンペーン期間 令和4年6月1日～令和4年8月31日【終了】 ●第2回キャンペーン期間 令和4年10月1日～令和4年12月31日		やまぐちECエール便事務局 株式会社 YMFG ZONEプランニング ☎083-942-0430
その他	感染拡大に伴う、生活不安やDV被害に対する支援	配偶者暴力等（DV）対策事業	県	配偶者や交際相手等から暴力を受けた等のDV被害者	●男女共同参画相談センターでの相談対応 ●被害者の一時保護 ●民間シェルターの取組支援等	・山口県男女共同参画課 ☎083-933-2630
	コロナ禍において、様々な困難や不安を抱える女性に対する支援	つながりサポート事業	県	経済困窮や人間関係、孤独・孤立などさまざまな困難や不安を抱える女性	●支援内容 ・ 電話、メール、SNS相談 ・ 面接相談（要予約） ・ カウンセリング（要予約） ・ 生理用品配布会 ・ アウトリーチ型支援 等 ●実施団体 ・ NPO法人山口女性サポートネットワーク ●実施期間 ・ 令和5年3月31日まで	・山口県男女共同参画課 ☎083-933-2630

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
その他	新型コロナウイルス感染症に関する多言語による情報を求める外国人住民への支援	やまぐち外国人総合相談センター	県	多言語による情報を求める外国人住民及び外国人住民と関わりのある日本人	やまぐち外国人総合相談センターにおける、多言語による相談受付・情報提供 ●多言語相談員による対応 ・中国語・タガログ語 火・木 10:00～16:00 ・英語・ベトナム語 水・金 10:00～16:00 ●多言語コールセンター活用による対応 (22言語) 火～土 8:30～17:15	・やまぐち外国人総合相談センター ☎083-995-2100
	障害児者の安心した生活の継続に向けた支援	新型コロナウイルス感染症に係る在宅障害児者の生活支援事業	県	介護家族等が新型コロナウイルス感染症に感染して入院等することとなった場合で、他に介護・支援する親族等がない在宅障害児者	障害福祉サービス等事業所の従事者や訪問看護師等を派遣	・山口県障害者支援課 ☎083-933-2764
	新型コロナウイルス感染症に感染した障害者の障害特性に応じたコミュニケーション支援	感染障害者の入院時コミュニケーション等支援事業	県	新型コロナウイルスに感染し、コミュニケーション支援等の特別な配慮が必要となる障害者	・障害種別に応じたコミュニケーション支援者を医療機関へ派遣 ・重度のALS患者や視覚障害、聴覚障害者、盲ろう者に対し、必要なコミュニケーション支援者を派遣	・山口県障害者支援課 ☎083-933-2764
	解雇等により住居を失った方等に対する支援	解雇等により住居を失った方等に対する県営住宅の提供	県	申込時点で、下記のいずれかに該当する方 ①派遣契約の停止等に伴い、社員寮等の退去を余儀なくされ、住居を喪失した求職者（見込みの者を含む。） ②廃業した方 ③収入が本人の責任に帰すべき理由、都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方 ④インターネットカフェ等、居住が不安定な方の一時的な居所となっている施設の利用が制限・停止される等により、緊急にその居所を確保する必要がある方 他	【県営住宅の空き住戸の提供】 ●提供戸数 ・50戸 ●入居できる期間 ・原則6か月（延長可能） ●家賃 ・3,300円～13,300円（各住宅の家賃の1/2の額） ※家賃のほか、光熱水費、共益費、駐車場使用料が必要	・（一財）山口県施設管理団体 県営住宅管理事務所 山口支所 ☎083-934-2004

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
ワクチン接種	新型コロナワクチンの接種促進	新型コロナワクチンの小児接種について	県市町	5歳から11歳の方 (1)初回接種（1・2回目接種） 1回目と2回目の接種間隔は、通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種 (2)3回目接種 2回目接種後5か月以上経過している方	●ワクチンの種類 ・ファイザー社製小児用ワクチン ●接種時期 ・令和4年3月4日～令和5年3月31日	・山口県新型コロナウイルス感染症対策室 ☎083-933-3002 ・各市町ワクチン接種相談センター
		武田社ワクチン(ノババックス)の接種について	県市町	(1)初回接種（1・2回目接種） 12歳以上の方のうち、以下の要件を満たす方 ・1回目接種を希望される方 ・2回目接種を希望される方で、1回目で武田社ワクチンを接種後、3週間以上が経過した方 ※1、2回目接種については原則同じワクチンを接種 (2)3回目接種 18歳以上の方のうち、以下の要件を満たす方 ・3回目接種を希望される方で、2回目接種後6か月以上経過している方 ※2回目接種までのワクチンの種類に関わらず接種可能	●ワクチンの種類 ・武田社ワクチン（ノババックス） ●接種時期 ・令和4年5月25日～令和5年3月31日 ●接種実施医療機関 ・各市町の医療機関等	・山口県新型コロナウイルス感染症対策室 ☎083-933-3002 ・各市町ワクチン接種相談センター

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
ワクチン接種		オミクロン株対応ワクチンの接種について	県 市町	初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方であって、前回の接種から5か月以上経過した方	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの種類 ・ファイザー社2価ワクチン ・モデルナ社2価ワクチン ●接種時期 ・令和4年9月20日～令和5年3月31日（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県新型コロナウイルス感染症対策室 ☎083-933-3002 ・各市町ワクチン接種相談センター
自宅療養	発生届対象外となられた方への各種支援等	自宅療養者フォローアップセンターについて	県	<p>新型コロナウイルス感染症に係る発生届対象外となられた方（下記①～④以外の方）</p> <p>（※）発生届の対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方 ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方 ④ 妊婦 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 症状悪化時の健康相談や、食事等の生活相談など、各種支援サービスを実施。 ・登録機能 ・健康相談機能 ・生活相談機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録機能、健康相談機能 ☎083-920-5800 ※ご自身で検査や薬局等での無料検査等で陽性の結果が出た方の診断・登録の場合[☎070-8795-2521、070-8795-1313] ・生活相談機能 （電話番号及びURLは自宅療養者に個別にお知らせします）